

## 日本の婚姻習俗とキリスト教布教上の「適応」に関する考察

安, 澗珠  
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/4494566>

---

出版情報：比較社会文化研究. 14, pp. 35-43, 2003-10-20. 九州大学大学院比較社会文化研究科  
バージョン：  
権利関係：

# 日本の婚姻習俗とキリスト教布教上の「適応」に関する考察

## — Japanese Marriage Custom and “Jesuit Accommodation” in Missions —

アン ジョン ジュ  
安 瀬 珠

### 一 はじめに

一六世紀後半に日本に足を踏み出したイエズス会宣教師たちは、日本人の優秀な国民性を称賛している反面、ヨーロッパとは全く異なる日本の風俗・習慣に驚き戸惑いの念を抱いた。この異風習にどう対処すべきかに関する宣教師たちの研究は、早くから進められていたようである。しかしキリシタン信仰と、当時日本の習俗・道徳とは両立できない点が少なくなかったため、布教の初期段階においては、生活慣習や社会慣行と絡む問題が次から次へと現れた。

この問題については、封建社会の道徳律を批判し否定するキリスト教の思想と封建道徳が相容れないものであったことが、禁教の歴史を作り上げたとする研究が主となっている<sup>1</sup>。しかし丸山真男氏のように、「キリシタンは一切の既成思想に対してはあくまでその宗教的純粋性を貫いたが、対社会関係においては反キリシタン文献の如く反秩序的＝革命的なものでは全くなかった。[・中略・] 日本に入ったキリシタンはヨーロッパ中世におけるカトリックが然りし如く、封建的支配関係をばむしろその前提としていたのである。だからこそ、キリシタン大名の出現も可能であったのである<sup>2</sup>」として、キリスト教と日本の封建道徳の不適合性は必ずしも認められないとする見解も見える。以上の引用のポイントは、第一に、ヨーロッパ中世のカトリック教会は、世俗君主と癒着関係にあり、必ずしも反封建的ものではなかったこと、第二に、もともとカトリックは封建

道徳として有効に機能したイデオロギーであり、それは日本でも同じであったということである。

前者のような研究では、キリスト教と相容れない日本の風俗の一例として、“性道徳”を取り上げ、その社会風習ないし意識が、キリスト教倫理と隔たりがありすぎているにも関わらず、宣教師たちは封建社会の通念と妥協することなく厳しくその道徳律を強制し、このためキリスト教は順調に日本・日本人に受容、拡散されなかったという見解を示している。確かに宣教師たちは一夫多妻と離婚が容易に行われる日本の婚姻習俗とキリスト教義の矛盾点が布教の障害になっていることを認識し、解決すべき重要問題として取り上げている。しかし、日本におけるキリスト教の布教をほとんど独り占めしていたともいえるイエズス会の布教方針である「適応」の性格を鑑みると、このような指摘は不適切と言わざるを得ない。

従って、本稿では、日本におけるキリスト教の布教過程で問題となった婚姻習俗は、生活慣習や社会慣行であって、それ自体宗教色が薄いので、イエズス会の「適応」方針を適用し、順調な布教成果を挙げられる事柄であるはずにも関わらず、実際は布教現場にいる宣教師たちを悩ませ、やがてヨーロッパの権威ある神学者やイエズス会総会長にまで諮問を求めさせたことに注目し、日本の婚姻習俗とキリスト教の婚姻教義との隔たりをイエズス会宣教師たちはどのように克服しようとしたかを考察することによって、イエズス会の布教方針である「適応」(=Accommodatiō)の

1) イエズス会 (Societas Jesu) は、ヨーロッパで高揚されていた宗教改革運動の刺激を受けて、カトリック教会内部の粛清をめざして創設された。清貧、純潔、服従という厳格な戒律の下で、キリスト教を伝え、異端との闘争という使命をもって世界各地に進むことを誓約している。そして布教地の政教事情・文化・習俗の研究および理解とそれへの適応という方針の下に、「上からの布教」を展開した。藤谷俊雄、「キリスト教と封建支配」『日本歴史9、近世1』所収 (岩波講座、一九六三年)、二二〇頁を参照。  
2) 岡田章雄著、『キリシタン風俗と南蛮文化』(同朋舎、一九八三年)。日本における初期キリシタン研究の様子は、村上直次郎氏の「キリシタン研究の回顧」(『キリシタン研究』第一輯所収) や松田毅一氏の「南蛮史料の調査・並びに研究史概説」(同氏著『近世初期日本関係南蛮史料の研究』所収) にかなり詳しく記されている。  
3) 『丸山真男講義録』第1冊 (日本政治思想史、一九四八年)、七〇頁。同じような内容が、「現世秩序観」『丸山真男講義録』第6冊所収 (日本政治思想史、一九六六年) 九八〜一〇一頁にもある。  
4) この問題と関連して、倉地克直氏は、キリシタン文献を以て、当時の男女の有様を追究する上で、キリスト教の教義と関連して婚姻問題を取り上げている。(「汝、姦淫するなかれ—キリシタン文献にみる男と女」、『性と身体』近世史) 所収、東京大学出版会、一九九八年)。また安廷苑氏は、日本において婚姻教義が確立する過程を J. López Gay, “Un Documento Inédito del P. G. Vázquez (1549-1604) sobre los Problemas Morales del Japón” Monumenta Nipponica Vol. XVI, Sophia University, Tōkyō, 1960-61 を中心に考察し (『キリシタン時代の婚姻問題について』、史学雑誌一〇九編、第九号所収、二〇〇〇年)、河野義祐氏は、『サカラメンタ提要』のうち婚姻諸規定の逐条翻訳を試み解説を加えながら、これをどのように日本に適応させたかという検討を行っている (『サカラメンタ提要』における婚姻の秘蹟—十七世紀初頭、日本に播種された西欧婚姻法の体系)、『キリシタン研究』第一八輯所収、一九七八年)。

性格をもっと明らかにしたいと思う。

## 二 イエズス会とその「適応」方針

日本におけるキリシタン布教は、特にその前半期においてイエズス会の独舞台であった。後半期にフランシスコ会やドミニコ会など他の修道会が渡来するようになったが、その会員数においても、また布教、文化・社会活動においても、常にイエズス会が他修道会をリードしていた。従って日本におけるキリシタン宗門は、イエズス会の性格に特色付けられたといっても過言ではない。<sup>6</sup>

しかしイエズス会の日本布教は、カトリック教会のコントロールのもとで展開されたので、布教地の事情や特色に応じる独断かつ柔軟な対応策を採るには限界があった。<sup>7</sup>特に、一五四五～一五六三年に開催されたトリエント公会議によって、永遠不変の「信仰の源泉」は聖書と聖伝とすべきこと、教皇による聖書の解釈権の独占、およびこの違反者に対する異端者の宣言と、異端者に対する強制復帰の正当性の承認などが決定されたのである。<sup>8</sup>これは日本に渡来したイエズス会宣教師や、キリシタン時代にキリスト教神学を修得した日本人聖職者たちの自主的教義の確立が原則的に不可能であったことを意味する。

という、イエズス会の日本布教は、宗教改革以後のカトリック教会の動向との関連を踏まえた上で理解しなければならぬ。一五四〇年、ロヨラ (Ignacio de Loyola) を中心とした同志七名により創立されたイエズス会は、プロテスタントに対抗するカトリック内部の改革者として、目的のためには手段を選ばぬ軍隊的かつ猪突的な布教を行っていたイメージがある。しかしそれは、中南米におけるイエズス会の布教が、スペイン・イエズス会と植民帝国との

関係や、ヨーロッパにおける政治介入などによるところが大きいし、ザビエル (Francisco Xavier) に指導された、東洋、中でも日本におけるポルトガル・イエズス会には、必ずしも該当しない。<sup>10</sup>

この日本におけるイエズス会の布教方針はよく「適応」と表現される。そして布教の「適応」方針ということでは、何と云っても巡察師アレクサンドロ・ヴァリニャーノ (Alessandro Valignano S.J.)<sup>11</sup> がその旗手として頭に浮かぶ。イエズス会の首脳部であったヴァリニャーノは、日本の布教事業を維持し、さらに好都合に発展させる為にイエズス会が採るべき方法は、

司牧に際して採用すべき方法は、イエズス会自体の維持、増大、ならびにキリスト教徒の維持、増大を常に目標として見定め、生じる事情、機会、時期に応じて、イエズス会自体とキリスト教徒を思慮深く必要な型に順応させるよう努力することである。<sup>12</sup>

と断言している。ヴァリニャーノは、修道会の総長から、布教地における会員を指導し、現地の布教事情を調査し報告するために派遣された。ヴァリニャーノの時代においては、日本とローマの間の通信連絡は容易なものではなく、総長の回答を得るまでには四年も六年もかかったので、総長の代理として派遣された巡察師には、相当強大な権限を与える必要があったと思われる。従って、日本でのヴァリニャーノの権限は、はるかに大きいものであったに違いないし、彼の布教方針は、布教現場にいる宣教師たちによって実行されたと言えるであろう。ヴァリニャーノが、一五八一年豊後で作成したとされる『日本の習俗と形儀についての注意と助言』<sup>13</sup>には、彼の日本における布教方針(=「適応」)が最も反映されている。

5) 比屋根安定氏は、日本キリスト教史を五時代に区分している。すなわち、第一期は伝来時代で、一五四九年ザビエルの鹿児島上陸より、一五六〇年ピレラが京都に開教するまでである。第二期は布教時代にして、京都開教より一五八七年秀吉の宣教師追放令を経て、一五九七年いわゆる二六聖人殉教事件以前までである。第三期は殉教時代にして、二六聖人の殉教事件以後各地でキリスト教徒の検挙が激しくなり、一六三七年島原の乱が発生、以降信徒が潜伏、或は背教しながら幕末時代に及ぶ時代である。第四期は復興時代にして、一八四四年フォルカドが琉球那覇に上陸した後、カトリック及びプロテスタントの宣教師が続々来日し、一八七三年キリスト教の布告文が撤廃され、一八八九年に帝国憲法が公布されることによって国民が信教の自由を得る時期までである。第五期は発展時代にして、一八九九年より今日に至るまでである。比屋根安定著、『日本基督教史 第二巻 布教編』(教文館、一九四〇年)、三一―四頁参照。本稿では、第一、二期を前半期とした。

6) 海老沢有道外校注、『キリシタン書・排耶書』、日本思想大系二五、(岩波書店、一九七〇年)、五一―八頁にある海老沢氏の解説による。

7) 井手勝美、『キリシタン思想史研究序説―日本人のキリスト教受容―』、(ベリかん社、一九九五年)、五頁。

8) 信経クレド、公会議の決定、教皇勅書、教父・神学者の著書、典礼書、祈禱書など。

9) 前掲『キリシタン思想史研究序説―日本人のキリスト教受容―』、五頁。

10) 前掲『キリシタン書・排耶書』の五一―八頁にある海老沢氏の解説による。

11) 一五七九～一五八二、一五九〇～一五九二、一五九七～一六〇三年、三回「巡察師」の職名を帯びて来日したイエズス会の司祭。

12) 松田毅一他訳、『日本巡察記』、(平凡社、一九七三年)、六六頁。『日本巡察記』には、ヴァリニャーノによる、一五八三年一月二八日、インドのコチンより第四代イエズス会総会長アッカヴィーヴァ (Cludio Aquaviva 在位1581-1615) に報告した第一次日本巡察報告書 “Sumario de las cosas que pertenecen a la provincia de Japón y al gobierno de ella 1583.” (『日本管区とその総轄に関する諸事要録』)と、一五九二年マカオから報告した総会長アッカヴィーヴァ宛の第二次日本巡察報告書 “Adiciones del Sumario de Japon 1592.” (『日本語事要録補遺』)の邦訳が収録されている。以下下線部分は安による。

13) A. Valignano, Advertimentos e avisos acerca dos costumes e catangues de Jappão (『日本の習俗と形儀についての注意と助言』)は、一九四六年に、シュツェ師により、イタリア語訳 (Il Cerimoniale per i Missionari del Giappone. Rome, 1946) を付して刊行され

<『日本の習俗と形儀に関する注意と助言』の目次>

- 第一章 日本人と付き合うにあたって権威を獲得し、かつ保持するためにとるべき方法について
- 第二章 キリシタンを打ち解けさせるためにとるべき方法について
- 第三章 パードレならびイルマンが外部の者との付き合いにあたってとるべき挨拶について
- 第四章 盃と肴のやりとりをするにあたってとるべき方法について
- 第五章 パードレとイルマンとの、またこの人たちとカザに住む他の人たちとの接触において守らなければならない作法について
- 第六章 使者、または敬意を払う資格のあるその他の人を迎える際にとるべき方法、並びに行わなければならない宴会と贈物について
- 第七章 日本において我々のカザ並びに教会を建築するにあたってとるべき方法について

ヴァリニャーノはザビエルの精神を受けて、完璧な「適応」方針を主張し、キリスト教の土着化を狙っていた。この目的達成のため、まず必要に迫られたのが、外人宣教師たちの教育であった。その第一の重要な課題が日本語の修得であったが、これと同時に、日本の風土と文化、日本人の性質・思想・習慣などの深い理解も欠かせない条件であった。宣教師たちには、なるべく日本の思想に順応し、生活様式をも完全にこの国の風土に合わせなければならぬと指示した。そのため、ヴァリニャーノは、教会建築、修道院の構造、イエズス会士の服装、食事、礼儀作法など各方面にわたる具体的な規則を作成したのである<sup>14</sup>。『日本の習俗と形儀についての注意と助言』は、規則書の性格を帯びていて、イエズス会士の体面と威厳を力説している。またその具体的な宣教師の外面的振る舞いについては仏教の禅僧たちの習慣を基準にしていた。しかし一つ一つの規則よりも、この書全体にあらわれている順応方針が目目に値するのである。

ヴァリニャーノの他にも、ザビエル以来、日本人の感情・

文化・風習を尊重しそれへの「適応」を模索し、対応策を採った宣教師たちの努力は、実際、布教活動の中で成果を挙げ、一五八一年には各地の信徒数が都に二万五千名、豊後に一万名、下（豊後以外の九州）に一万五千名で、合わせて一五万名に達した<sup>15</sup>。また一五八七年豊臣秀吉の「パテレン追放令」が下されたにも関わらず、布教活動は続き、一五九〇年には信者数二四万名を数えるようになった<sup>16</sup>。このように順調に見える信者数の増加は、やはりイエズス会の布教方針である「適応」がもたらした成果であったとも言えるであろう。

オルガンチノ (Gnecchi-Soldo Organtino)<sup>17</sup>が、「私たちは儀式によってデウスの礼拝を昂揚せしめることができれば、日本人は幾百万と改宗するであろう。[・・] 偽瞞の礼拝の師(仏僧)たちは、その儀式と華麗な寺院によって、我らの(採るべき)道を示しており[・・] 儀式こそ最も効果のある(布教)方法であることを御承知願いたい<sup>18</sup>と述べたように、宣教師たちは仏教を手本とし荘厳な儀式の執行による感化を期待していた。すなわち日本におけるキリスト教のもっとも効果的布教法は、できる限り日本人に「適応」するように試みることでであると認識していたのである。しかしこれはあくまでも衣食住を和風にしたり、仏教に劣らぬように儀式をより荘厳にするなどの形式的なものへの「適応」であった。従って、キリスト教義との衝突を招きがちな事柄は、布教現場にいる宣教師たちを悩ませ、やがてヨーロッパの権威ある神学者やイエズス会総会長にまで諮問を求めるようになる。これが日本の婚姻習俗を巡った問題に現れる。

### 三 日本の婚姻習俗とキリスト教義との衝突

#### (一) イエズス会宣教師たちが見た日本の婚姻習俗

イエズス会宣教師のルイス・フロイス (Luis Frois) は、その『日欧文化比較』<sup>19</sup>の中で、

ヨーロッパでは、罪悪については別としても、妻を離別することは最大の不名誉である。日本では意のままにいつでも離別する。妻は

た。これが一九七〇年になり、矢沢利彦・筒井砂両氏により、『日本イエズス会士礼法指針』（キリシタン文化研究シリーズ五所収、キリシタン文化研究会）と題して日本語訳された。

14) A. ヴァリニャーノ著、矢沢利彦・筒井 砂共訳、『日本イエズス会士礼法指針』、キリシタン文化研究シリーズ五所収（キリシタン文化研究会、一九八七年）、二八～三〇頁。  
 15) 堀一郎編、『日本の宗教』（大明堂、一九八五年）、一七九頁。  
 16) 井手勝美、「キリシタン宗門」『大航海時代の日本Ⅴ 布教と貿易』所収、（小学館、一九七八年）、一二九～一三二頁。  
 17) 一五七一年入洛。都の修院長となり、信長のちには秀吉とも親交を結ぶ。  
 18) 「書簡」（一五七七年九月二九日付、オルガンチノが総会長に贈る）、前掲『キリシタン書・排耶書』、五三一頁、再引用。  
 19) Josef Franz Schütte S. J.、"Kulturgegensätze Europa-Japan (1585)"、上智大学、1955年。この日本語訳は、岡田章雄訳・注、『アピラ・ヒロ日本王国記、ルイス・フロイス日欧文化比較』、大航海時代叢書Ⅺ（岩波書店、一九六五年）であり、ポルトガル語の原文に基づいたものである。

そのことによって、名誉も失わないし、また結婚もできる。汚れた天性に従って、夫が妻を離別するのが普通である。日本では、しばしば妻が夫を離別する。<sup>20</sup>

と述べ、日本では人々が意のままにいつでも離別するし、これは普通のことで、そのことによって名誉も失わないし、また結婚もできるといっている。また「日本の女性とその風貌、風習について」述べる中では、

ヨーロッパでは未婚の女性の最高の荣誉と貴きさは、貞操であり、またその純潔が犯されない貞潔さである。日本の女性は処女の純潔を少しも重んじない。それを欠いても、名誉も失わなければ、結婚もできる。<sup>21</sup>

といて、この時代の女性が処女の純潔さを重んじないと指摘しているが、宣教師たちには、これが日本で離婚と再婚が平静で頻繁に行われている理由の一つであると思われたに違いない。この『日欧文化比較』は、フロイスがヨーロッパ人と日本人との間の矛盾・対立を扱い、天正一三年（一五八五）に加津佐でまとめられたものである。これは天正年間に書かれたものだけに、単なる異国人の好奇心溢れた記録として読み捨てられるものではなく、一六世紀後半の日本の社会・生活・風俗を窺える貴重な史料である。その内容としては、奇妙で興味本位の記録も多く見られるが、日本通であったフロイスの著述であるだけに看過できない点があると思われる。

またフロイスは自分が見聞したものを書いて中国および印度のパードレ、イルマン等に贈った。その書簡にも日本人の婚姻習俗に関する記述が見られる。

妻は通常一人の外有たず然れども仮令多数子女あるも甚だ軽微なる理由に依り之を去りて、他の妻を迎え、婦人も亦夫を捨てて他に嫁す。但し婦人の方は多く実行せず。離縁は王より農夫に至るまで屢々行はれ、少しも怪しまれず。<sup>22</sup>

すなわち日本での離婚はごく簡単に、また王から農夫に至るまで一般的に行われているもので、キリスト教の婚姻

観を日本に移植するには少なからぬ障害があることを指摘しているのである。当時日本の婚姻習俗に対するイエズス会宣教師の見解を反映している言説はこれだけで止まらない。

ヴァリニャーノも『日本諸事要録』<sup>23</sup>の中で、

一般に正妻は一人であるが、誰でも望むだけの妾を有し、正妻をすてたい時には、離婚して別の女と結婚するが、その為に夫妻のいずれにも悪感情が残らない。この離婚をきわめて平静におこなうことは驚くべきことである。親族間にもならぬ悪感情が残らず、従前通り相互に訪ねあい交際をつづけるのである。<sup>24</sup>

と記し、日本では普通に離婚が行われていて、親族間にもそれによって何の悪感情が残らず従来どおり交際が続けられることに驚きの念を示している。

婚姻によって同盟関係が成立したのは、戦国大名だけではなく、戦国大名と家臣、家臣相互においても同様であった。このことは戦国期の婚姻が和平を意味し、離婚がその破綻を意味したとも言えるであろう。室町期には、凡ての階層で家父長制家族が成立し、離婚権は夫にあった。夫と妻の関係は主と従に擬せられ、夫は妻を「内なる敵」とまで見る見方を生じている。しかし、妻に非がなければ離婚は認めないという意識はあり夫の専権による離婚は是としたのではない。<sup>25</sup>

離婚はすべての階層で公的な場に引き出され、武士層だけではなく、庶民層においても離婚には、離縁状を必要とし、しるしをもって女性は家を出るようになった。夫婦の離婚は離縁といい、また妻を去るとか、暇を与えるともいわれた。妻の実家と協議のうえ離婚する場合もあるが、一般には夫の一方的意志によって行われた。ただその形式として離縁状（離別状、去状）を妻に交付することを必要としたので、これがなければ妻は再婚することができなかった。<sup>26</sup>

## （二）キリスト教義における婚姻観

しかしこのような日本の婚姻習俗は、キリスト教的婚姻観に根本的に反するものであった。教会では信徒の結婚に

20) ルイス・フロイス、『日欧文化比較』、大航海時代叢書XI、(岩波書店、一九六五年)、五二六頁。以下『日欧文化比較』と表記する。

21) 『日欧文化比較』、五一九頁。

22) 「書簡」(一五六五年二月二〇日附都発パードレ・ルイス・フロイスよりシナ及び印度のパードレ、イルマン等に贈る)、『耶蘇会士日本通信』上(雄松堂書店、一九六六年)、一七九頁。

23) 一五八三年一〇月二八日、インドのコチンより第四代イエズス会総会長アックヴィーヴァに報告した第一次日本巡察報告書“Sumario de las cosas que pertenecen a la provincia de Japón y al gobierno de ella 1583.”(『日本管区とその総轄に関する諸事要録』)のこと。以下『日本諸事要録』と表す。

24) 前掲『日本巡察記』の二六頁。

25) 田端泰子、「日本中世社会の離婚」、『日本中世女性史論』所収(塙書房、一九九四年)、二八四～二八五頁を参照。

26) 離縁状と離婚状態に関しては、高木侃、『三くだり半—江戸の離婚と女性たち—』(平凡社、一九八七年)を参照。

対して婚姻の秘蹟を示して、夫婦として守るべき道を明らかにした。キリスト教の秘蹟について記した『どちな・きりしたん』<sup>27</sup>を見ると、まず、教会には七つのサカラメント（秘蹟）があるが、「一つにはバウチズモ（洗礼）、二つにはコンヒルマサン（堅信）、三つにはエウカリスチャ（聖体）、四つにはペニテンシヤ（悔悛）、五つにはエステレマウンサン（終油）、六つにはオルデン（品級）、七つにはマチリモウニヨ（婚姻）これあり」として、婚姻は教会の七つ目の秘蹟として位置付けられている。またこの七つの秘蹟は、

師：マチリモウニヨのサカラメントなり。このサカラメントはエクレジヤの御定め如く、つまを設くることなり。ここを以て夫婦ともに無事大切にながらへ、科なくして、子孫繁昌のためにガラサ<sup>28</sup>を与へ給ふサカラメントなり。<sup>30</sup>

と規定している。すなわち婚姻は教会の七つのサカラメント（秘蹟）の一つであって、結婚は自然の定めるところにより、子孫繁昌のために行うということを示している。またその次には、一度結婚した夫婦が守らなければならない厳しい約束の一つが、離別して、他のものと交わることをしてはいけないということであると厳しく述べている。<sup>31</sup>確かに、このようなキリスト教義は、当時の日本社会の実状とは隔たりがあつて、キリスト教に入信しようとする人には、厳しすぎるように思われたにちがいない。

カトリック教会で婚姻について統一的な教義・法規が確立したのは、一五六三年一月一日、トリエント公会議第二四総会においてである。ここで婚姻は七つの秘蹟の一つとして再確認されると同時に、「単一性」と「不解消性」が婚姻の本質的の二大原則として明確に宣言された。<sup>32</sup>

しかしこの「単一性」と「不解消性」という、教会が定めた婚姻の二大原則を日本社会で適用するには、当時の「一

夫多妻」・「蓄妾」・「離婚・再婚」の習俗は超えなければいけない障害であつたのである。宣教師たちが日本の蓄妾制を正面から批判し、禁止していることと関連して、織田信忠は、「バードレ等は、この誠を厳しくすべきでない。さすれば大身の大多数は直にキリシタンとなるであろう」<sup>33</sup>と言っているし、豊臣秀吉も「我は汝が、教について述べたところに悉く満足し、キリシタンになるについては、多数妻を持つことを許さぬ禁令以外には困難を感じぬ。もしこの点を緩くすれば、我もキリシタンとなるであらうと言つた」<sup>34</sup>、「（秀吉は）冗談半分に（ロレンソ）修道士に対し、もし伴天連らが予に多くの女を侍らすことを許可するならば、予はキリシタンになるであろう。その点だけが予にはデウスの教えが困難なものに思えるのだが・・・」<sup>35</sup>と述べているのであつた。このようにキリスト教の布教において蓄妾禁止の教義は、特に上層武士階級に強い抵抗感を与えていたことがわかる。

しかし、「汝、姦淫するなかれ」という第六誡の掟に、宣教師たちが少し寛大であればキリシタンが倍加するであろうという忠告にも関わらず、宣教師たちは常に、

司祭らが説く掟は、デウスによって啓示された真理であつて、人間が案出したものではない。もしもそれらが仏層らの教えのように人間が作り出したものであり、彼らがなすように我らも不正で不敬な方法で自分たちの利益を収めることだけを望んでいるのならば、この掟に関しても、人間が希望するように語るであろう。だがそれはデウスの掟であり、その不可謬の決定であるがゆえに、我らはそうした判断を生む人間の意志や淫蕩の欲望に順応することはできぬのである。<sup>36</sup>

と言って、この掟はデウスによって啓示された真理であるだけに、布教のために妥協するには根本的な問題があることを示している。

しかし「上からの布教方針」<sup>37</sup>を採っていたイエズス会宣

27) ザビエルをはじめ、イエズス会宣教師たちは、まず使徒信経を覚えさせ、それを説明する方法でキリスト教を伝えたが、日本でも、ザビエルがまず使徒信経の解説である自分の「ドチリナ」を翻訳した。後にはこれに代って、主要な教理・規律・祈禱を含めた『ドチリナ・キリシタン』が作成され、一五九〇年以後たびたび印刷されるようになった。

28) Ecclesia（ラテン語）、教会。

29) Graça（ラテン語）、恩寵。

30) 海老沢有道・井手勝美・岸野久編著、『キリシタン教理書』（キリシタン研究第三十輯所収、教文官、一九九三年）、八三頁。

31) 前掲の『キリシタン教理書』、八四頁。

32) ジンマーマン監修；浜寛五郎訳、『カトリック教会文書資料集』（エンデルレ書店、一九二二年）、三一二～三一三頁。

33) 「年報」（一五八二年二月一五日付、長崎発、バードレ・ガスパル・クエリヨよりイエズス会総会長に贈る）、村上直次郎訳、『イエズス会日本年報』上（雄松堂書店、一九六九年）、九〇頁。

34) 「報告書」（一五八六年一月一七日付、下関発、バードレ・ルイス・フロイスよりインド管区長バードレ・アレッシンドロ・ヴァリニャーノに贈る）、村上直次郎訳、『イエズス会日本年報』下（松雄堂書店、一九七九年）、一五五頁。

35) 松田毅一・川崎桃太訳、『フロイス日本史』一（中央公論社、一九七八年）、一二九頁。以下『日本史』と表する。

36) 『日本史』五、二七頁。

37) 宣教師たちは、領主から布教活動の許可を保証されてから、その家臣と民衆に説教の聴聞を義務付けた。実際、この方法は効果を挙げ、一五七〇～一五八一年に集団改宗によって入信した人は、九州だけでも一〇万名に達した。井手勝美、「キリシタン宗門」、『大航海時代の日本Ⅴ、二 布教と貿易』所収（小学館、一九七八年）、一二一頁を参照。

教師たちが、実際上層階級に教義遵守を強制することができたかは疑問である。布教活動の現場にいた宣教師は、特に布教の初期段階では“免除”までは認めてはなしとしても見逃しの傾向があったと思われる<sup>38</sup>。これは、日本布教の指導的地位にあったヴァリニャーノの見解を考察することによって裏付けることができるであろう。

#### 四 教会法と日本社会の間で模索した対応策

##### (一) 教義遵守の強調

前述のように、確かに日本の習俗とキリスト教義との相違から布教上において様々な問題が発生した。これに対し宣教師たちはどのように対応したのであるか。

日本には福音宣教の前段階として、準備福音宣教期間があった<sup>39</sup>。すなわち初めてキリスト教に接した日本人の違和感・抵抗感を和らげるために、宣教師たちは、キリスト教の救い・創造主としての神の概念とキリスト教以外の諸宗教の偽りを準備福音宣教期間に日本人に説教したのである。これを聴聞してから、キリスト教以外の宗教によっては救われないと納得し、受洗を決心したものに対してのみ、次の福音宣教の段階に進むことを許した。そこで初めて具体的な教義・掟が解説されたのである。そして教義の遵守が、受洗の条件として掲示された。このことについては、ルイス・アルメイダ (Luis Dalmeida) の書簡によって知られる。

信仰のことをよく教へられ、キリシタンとなるための説教終り、祈禱を覚えた後、結婚のことにつき彼等に話したり。蓋し彼等は各々三、四人の妻を有し、このことを知らざりしがゆえなり。談話の終に彼等にむかひ、もし婦人等を出し、第一の者と結婚し、他の妻を持たざることを約束し、彼等もまた同一のことをなすにあらざれば、洗礼を受くべからずと説きしが、彼等は去りて各々その妻を定め、死にいたるまで結婚を続ける決心をなしたるをもって、主が彼等に恩寵を与え給ひしことを認めたり。[・・中略・・] 蓋し三、四人の妻を有し、不満なることある時は直に街路に出し、他の妻を納めることは甚だ普通にして、女子の間にもまたその父または親戚の家に行き、同様のことをなす習慣ありしがゆえなり。<sup>40</sup>

このように、第一の妻以外の人との決別を受洗条件として説いているのであって、最初の妻を離別して別の女を娶っていた者に対しては、二度目の女と別れて最初の女と生活をさせるための説得も行われたのであった<sup>41</sup>。

日本の習俗とキリスト教の教義との隔たりが、布教においての高い壁であることを知った宣教師たちは、日本人に対して、まず教理と祈りを教え、教義遵守を強調し、告白をさせ、洗礼を施すなどカトリック信仰の基礎的な教義を仕込んだ。教義の厳格な遵守を求めることによって、布教上の障害を取り除こうとしたと思われる。

このような宣教師たちの努力は、実際効果を挙げたのであろうか。これを検証できる日本側の史料がほとんどないので、ここでは、フロイスの『日本史』を手がかりに見てみよう。

『日本史』には、秀吉の馬廻衆の頭の一人である牧村(長兵衛尉)が

洗礼を受ける前には大勢の女をかかえ、彼らを大いに愛していたが、洗礼後は最初の婦人一人だけを(正妻として)残すことを決意し、自らの家臣に対しても、何びとも一人しか夫人をかかえてはならぬと命じた。<sup>42</sup>

と記述されている。また

有家には身分ある一人の老人がいた。彼は高利(の貸付け)で金をしたたか貯め込み、最初の妻を離縁し、異教徒の妾を家に囲っていた。主(なるデウス)は、その男の片腕と片足が不随になり、言語障害を起こすことを嘉された。(その老人は)すでに死期を迎えようとした時に、夜中告白しようとして司祭を呼ばせた。彼は彼なりに最善を尽くして告白した後、妾を追いついて最初の婦人と婚姻(の秘蹟)を受け、不正に得た金を返却する決心をした。彼は重病を患っていたが、主(なるデウス)は彼が徐々に回復することを望み給うたので、彼は過去の生活を悔い改め、己が(靈魂の)救いを強く望むようになった。<sup>43</sup>

と記してあり、堺のトマという人物は、自分が異教徒であった時には飲酒と女色に溺れていたが、キリシタンに

38) 当時の婚姻問題に関するイエズス会宣教師の見解を見る事例研究としては、片岡千鶴子、「大友宗麟の婚姻問題」、『キリシタン文化研究会会報一一(一)』所収、一九六九年、また奥村香、「イエズス会初期日本布教における婚姻教義の取り扱いについて—大村純忠の側室の存在を巡って—」『国史研究会年報』五所収(慶応大大学院、一九八四年)を参照。

39) ロペス・ガイ著、井手勝美訳、『初期キリシタン時代の準備福音宣教』(キリシタン文化研究シリーズ一、キリシタン文化研究会、一九八〇年)を参照。

40) 「書簡」(一五六六年一〇月二〇日付、イルマン・ルイス・ダルメイダが志岐島より耶蘇会のイルマン等に贈る)、『イエズス会日本通信』下(雄松堂書店、一九六九年)、一〇一、一〇二頁。

41) 『日本史』一一、三〇八頁。

42) 『日本史』一、一二四頁。

43) 『日本史』一一、三三一頁。

44) 『日本史』四、八八～八九頁。

なってからは「肉欲を制し、厳しい苦行に勤しんだ」<sup>44</sup>とある。他にも、大友宗麟の長子である義統に関するある記述によると、義統は、平素ある女に恋心を抱いていたが、なかなか自分の意を遂げることができなかった。しかしキリシタンになってから、ついに彼の意に応ずるという彼女からの書状が届いた。義統は、彼女の誘惑に乗るのは神の掟にそむくことになると思い、それに応じなかったが、肉欲の誘惑に悩まされると寝室に用意しておいた冷水を浴びて情欲の熱気を冷ましたりしたとあるように、<sup>45</sup> どの事例にも、信仰に入ってから肉身の欲望を克服しようとした努力とその結果としての成功談が書かれている。

この教義遵守は入信前後ともに宣教師たちによって強調されているが、その実践は主に信仰に入ってからのこととなっている。確かに洗礼を授けられるにあたって、妻以外の女との関係の清算と、非信者であった時の慰安や娯楽の放棄を義務付けられるのは、当時の人々にはあまりにも奇異でかつ厳しかったに違いない。<sup>46</sup>

## (二) 婚姻習俗における布教上の「適応」

キリスト教の教義は、婚姻の「単一性」と「不解消性」を厳格に主張しているので、宣教師たちは、当時日本の習俗であった蓄妾、離婚や再婚を原則的に否定はしているが、一方それを完全に無視できない日本の状況をよく理解していた。この問題と関連するヴァリニャーノの見解を、彼の二つの日本巡察報告書<sup>47</sup>を中心に、布教のための「適応」がどのようになされていたかを考察してみる。

当時日本にいた宣教師たちが、ヨーロッパのキリスト教界に日本の布教事情を知らせるために書き送った「公開性」の報告書は、その内容が教化的で、かつ誇張したものが多く、教会内部の機密に属することは書き得なかった。しかしヴァリニャーノの上記の二つの「報告書」は、フロイスの『日本史』や『イエズス会日本年報』のような諸報告とはその性格を大いに異にするものである。イエズス会宣教師の最高監督者としてのヴァリニャーノが、ローマのイエズス会総長に宛てた機密に属する生々しい報告書であり、当時日本内部の事情、解決に迫られた日欧の風習の相違にいかに関与すべきかの問題などが取り上げられている。従って、本稿ではヴァリニャーノの上記の「報告書」の中で、婚姻についての記述を引用し、日本の婚姻習俗のどういう面が宣教師たちを悩ませ、布教上の問題として取り上げられたか、そして求められた解決策について考えてみたい。キリスト教の教義と相容れない第一の困難は以下で

あった。

最初の困難は、初めに異教徒として結婚した後、彼らの風習に従って離婚し、新たに別の人と再婚して、そしてキリスト教徒になる人々についてである。このような事例は日本では日常見られないことではなく、また珍しいことではないから日本人の大多数がこの例に該当しないとは断言できないほどである。

再婚して信者になり、子供も出来て支極満ち足りた結婚生活を送っている者に対して、互いに嫌い合って別れ他の男と結婚している最初の妻との結婚に戻るに言うのは、日本人にとって馬鹿げている道理に背くことであり、神がそのようなことを命じ給うのだと説得することは出来ぬように思われる。また日本では常に国替が行われているし、このために異教徒の間では無数の婚姻が解消される。しかし日本人は婚姻が解消できないものであることを知らず、彼らの間に受け継がれている教えや風習により解消しようとみんなが善意で考え希望する時には、離婚して再婚する。

以上のように、ヴァリニャーノは、第一の困難として、日本で頻繁に行われている離婚・再婚の問題を取り上げている。すなわち日本人は風習によって結婚が解消できないものであるという事実を知らないで、この悪習慣（宣教師たちの見た）は簡単に根絶されなければならず、教義を守らせにくくしていると見たのである。それでその解決策として、

したがってローマにおいて執るべき最善の方策は、日本においては、この教義については見て見ぬふりをすべきである。

として、日本の特殊な事情を考慮せずキリスト教の教義をそのまま適用すると、布教上大きな危険と障害を招きかねない困難な問題となるという認識とともに彼が要望する解決策として「見て見ぬふり」=「沈黙」すべきであると言っている。

すなわち日本には、離婚・再婚が頻繁に行われているが、それを阻止し得る社会的制限が確立されていない。それに最初から、婚姻の「不解消性」を知らず、それが解消できると思っているのが、日本人の婚姻観そのものに強い疑問が生じるということである。ヴァリニャーノはこの問題を解決するために、ローマにおいて、キリスト教徒になる者に対しては「信仰のために」それを見逃し、彼が異教徒であった時に棄てた最初の妻のことを無視してパードレが彼に洗礼を授け、二度目の婚姻をさせてもよいと決すべきだ

45) 『日本史』七、二一三～二一四頁。

46) 『日本史』三、一〇八頁。

47) 一五八三年、一五九二年にローマの総会長に宛てた、第一次、第二次日本巡察報告書のこと。原文の題は、注(12)を参照。日本布教を実行するに際し困難をもたらす倫理神学上の諸問題について数枚にわたる詳しい説明を書き加えている。前掲『日本巡察記』、一八八



といているのである。

ヴァリニャーノが指摘した婚姻に関する第二の困難は、第二の困難は宗教の相違、及び血縁なり縁組関係による妨げである。日本人は風習であるから異教徒と結婚したり、あるいは身内の者と結婚する。他にはキリスト教徒である領主が、平和を維持しその領地を救うために、自分の子供を異教徒たる領主と結婚させなければならないことがしばしば起こる。

とあるように、異宗間すなわち信者と異教徒との結婚であった。一五九〇年、日本イエズス会第二回全体協議会が開かれたが、ここでヴァリニャーノは、キリシタン領主が自領維持のため、ある時は非キリシタン領主と連合しなければならない日本の特殊な事情を述べている<sup>48</sup>。日本において異宗間の婚姻は、第一に、日本のキリシタン領主には異教徒以外には相応しい結婚の相手がない、第二、政略的な理由により異教徒領主と縁組せざるを得ないという特殊な事情があるので不可避なことであると認識しているのであった。そして、解決策として提案されたのは、

我等（宣教師）が彼らに反対することは出来ないし、このような婚姻が無効であるというのも過酷過ぎと思われるので、キリスト教がよく広まるまでにその罪を問うべきではない。できるかぎりキリスト教徒が異教徒と結婚しないように、特に女性は異教徒と結婚すると危険が多いからそれを防ぐように努力してゆくであろう。

のように、日本ではそれを“障害”として公布すること自体が、布教にとって大きな障害になるので、この点を考慮し、信仰がもっと根付くまで婚姻に関するトリエント公会議決議の公布を延ばすべきであろうとした。信者である日本人領主が異教徒領主と政略上の縁組をしなければならない場合、これを阻止できない日本の社会的状況を理解していた宣教師たちには、これもまた看過できない問題であっただろう。そして婚姻における第三の問題として、

婚姻に関する第三の困難は、教区司祭、及び証人二人の立会いがなければ結婚できないというトリエント公会議で決定された規則である<sup>50</sup>。日本の近隣関係や日本人キリスト教徒の間の交渉関係によって、司祭のいる所で表示されたことは、直ちに司祭のいない土地で発表される。そうすればキリスト教徒は結婚できないか、良心に反して結婚する、と考えるであろうから、日本においてこの規則を弘めるのは危険であり困難である。

のように、日本においてトリエント公会議の決定を公布し、広めることが非現実的である点を指摘している。離婚・再婚が頻繁に行われていて、司祭の不足でキリスト教の弘布に激しい格差がある日本において、新しく信者になろうとする人々に洗礼を授けるために、また婚姻の秘跡を施すために、イエズス会の首脳であったヴァリニャーノが考案し出したのは、つまり「黙認」であったのである。

以上、ヴァリニャーノの「報告書」から、キリスト教の教義と全く異なる日本の婚姻習俗に対する布教上の悩みを窺うことができた。問題の重要さのため独断的な決定は難しかったのであろうか。ヴァリニャーノは、婚姻を含めた倫理神学上の諸問題をヨーロッパの権威ある神学者たちに諮問し、回答を受けるためにローマへ司祭を派遣した<sup>51</sup>。そしてヴァリニャーノの諮問に、ヨーロッパの神学者たちは、「日本人の婚姻は有効ではないことを何よりもまず蓋然性の高いこととして証明しなければならない」と言いつつ、ヴァリニャーノの意見をほぼ認める見解を示しており、また「異宗障害を改宗前や、改宗後であってもまだ信仰が固まっていない内ははっきり命じないで置く。日本教会のような所では弊害があるから、婚姻に関するトリエント公会議決議を公布しないのが正しい」と述べて、ヴァリニャーノが求めていた解決案と殆ど同じ趣旨の回答をしている。

イエズス会首脳部は、日本人の婚姻そのものが無効で、真の婚姻でないという点を確定させる方向で問題を解決しようとした。従って、離婚して別の女性と再婚し、その人が洗礼を求めても、婚姻の不解消性を「善意」で知らなかったため、彼に洗礼を授けてもいいとしているのである。ま

～一九七頁。

48) 井手勝美、「日本イエズス会第二回全体協議会と東インド巡察師 A・ヴァリニャーノの裁決」、(『キリシタン思想史序説、—日本人のキリスト教受容—』所収、ペリかん社、一九九五年)、四九八頁を参照。

49) トリエント公会議の婚姻に関する改革は、ローマ法の源泉にもとづく合意理論を確認し、父母の同意が婚姻を形成するものではないことを宣言したものであり、また当時の悪弊、無形式の秘密婚を絶滅して、婚姻を教会の公認するものとならしめる方法を確定したものであった。河野義祐、「『サカラメント提要』における婚姻の秘跡—十七世紀初頭、日本に播種された西欧婚姻法の体系—」(『キリシタン研究』第一八輯所収、一九七八年)、四〇頁。

50) 第九条(挙式の立会人)、「トリエント公会議の決定が公布された地域においては、主任司祭、または当該主任司祭か司教の許可にもとづく他の司祭と、二人または三人の証人の立会いなしに締結される婚姻は無効である」、上記河野論文、九三頁。

51) バスケスの回答は、J. López Gay, "Un Documento Inédito del P. G. Vázquez (1549-1604) sobre los Problemas Morales del Japón" Monumenta Nipponica Vol. X VI, Sophia University, Tōkyō, 1960-61) のラテン語原文とそのスペイン語訳が、ロベス・ガイ師によって紹介され、安廷苑氏によって、「キリシタン時代の婚姻問題について」(『史学雑誌』一〇九編 第九号所収、二〇〇〇年) に訳出されている。現在、文書として伝存が確認されたのがバスケスの回答のみで、婚姻に関する項目が、総一項目となっている。

た異宗間の婚姻に対しても、日本社会でその不可避性はあまりにも明白であり、宣教師たちがそれを阻止することができない状況であるので、日本では婚姻に関する教義を説いたり広めたりせずに、見て見ぬふりをすべきであるとしているのであった。

## 五 おわりに

キリスト教の日本布教において、婚姻の単一性と不解消性が厳格に主張されるキリスト教義は、当時日本の婚姻をめぐる様々な習俗と鋭く対立して、布教上の大きな障害であったことは疑いない。

しかしヴァリニャーノを中心としたイエズス会宣教師たちの婚姻問題に対する姿勢は、基本的に日本における布教事業を維持し、発展させるために、日本の特殊な事情を考慮した上で、そこに相応した方法を追求することであった。宣教師たちは、日本の風土と文化、思想に順応し、生活様式をも合わせようとしたが、この際、特に仏教を手本とし儀式を荘厳に行うことによる日本人の感化を期待していた。従って「適応」と言っても、これはあくまでも衣食住を和風にするか、仏教に劣らぬように儀式をより荘厳にするなどの形式的なものへの「適応」であった。しかし、キリスト教義との衝突を招いた日本の婚姻習俗は、布教現場にいる宣教師たちを悩ませ、やがてヨーロッパの権威ある神学者やイエズス会総会長にまで諮問を求めるようになる。

ヴァリニャーノは、ヨーロッパの神学者たちの権威を借りて正当化させることによって解決しようとしたとも思われる。すなわち日本の状況を無視するのが布教にいかなる障害を招来するかを強調することによって、ヴァリニャーノが求めていた答えを誘導していたのである。布教におけるイエズス会の婚姻問題の取り扱い、その「適応」の範囲が、キリスト教の教義と相反する事柄にまで届いていたことを明らかにする事例であると言える。

このようなイエズス会首脳たちの婚姻問題に関する解決策に対して、一部のイエズス会士および他修道会からの非難の声があったが、一応、一六〇五年、セルケイラ (Luis de Cerqueira) 司祭が、教会の伝統に基づいて日本教会のキリスト教信者たちに適用するような新しい指針を付加して作成した教理書の『サカラメンタ提要』の刊行によって実を結ぶようになる。

そして「日本の社会風習とキリスト教倫理との間に、隔たりがありすぎているにも関わらず、宣教師たちは封建社会の通念と妥協することなく厳しくその道德律を強制し、このためキリスト教は順調に日本・日本人に受容、拡散されなかった」という指摘とは裏腹に、時期的にトリエント公会議で婚姻に関する教理が再確立された直後、日本の婚

姻習俗とキリスト教の教義の相反にもかかわらず、イエズス会による日本布教は徐々にその成果を現し、さらに本格的に進められたのである。